

10月以降の新型コロナウイルス感染症対策について

1. 概要

- 令和5年10月から令和6年3月までを**新たな移行期間**として設定。（現在の移行期間：5月8日から9月30日まで）
- 通常医療との両立をさらに強化し、重点的・集中的な支援により、冬の感染拡大に対応しつつ、**通常の医療提供体制へ段階的に移行**

2. 主な変更点

	現行制度（5月8日以降）	10月以降
相談窓口	・発熱患者、自宅療養者向け相談窓口を設置	【継続】 ○発熱患者、自宅療養者向け相談窓口を 継続
治療薬	・新型コロナウイルス治療薬を全額公費支援	【段階的縮小】 ○薬価も考慮しつつ、他の疾病との公平性から段階的な 定額の自己負担を求めつつ公費支援を継続 (3割負担の方:9千円、2割負担の方:6千円、1割負担の方:3千円)
入院医療費	・高額療養費の自己負担額へ2万円を支援	【段階的縮小】 ○他の疾病との公平性から 支援額を見直し継続 (上限1万円)
病床確保	・幅広い医療機関での病床確保 ・確保期間は全て病床確保料（空床の場合）の対象	【縮小】 ○ 感染拡大期のみを病床確保料の対象 ・重症、中等症Ⅱ、透析、周産期等の病床確保へ 限定 ○クラスター発生時の休止病床への 支援は継続
高齢者等施設対策	・高齢者施設等への行政検査の実施 ・施設内療養等の支援	【継続】 【段階的縮小】 ○一部要件や金額を 見直した上で継続